

平成25年6月19日（水曜日）

議事日程第4号

平成25年6月19日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 議長報告 ・ 例月現金出納検査結果
- 第 2 議案第82号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 議案第83号 大仙市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 議案第84号 大仙市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 議案第85号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 議案第86号 大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 議案第87号 大仙市福祉関係計画審議委員会条例の一部を改正する条例の制定について (教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 議案第88号 平成25年度大仙市一般会計補正予算(第2号)
(各常任委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 議案第89号 平成25年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第10 議案第90号 平成25年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
(総務民生委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 1 1 議案第 9 1 号 平成 2 5 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 2 議案第 9 2 号 平成 2 5 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第 2 号）
（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 3 議案第 9 3 号 平成 2 5 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 4 議案第 9 4 号 平成 2 5 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 5 議案第 9 5 号 平成 2 5 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算（第 1 号）（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 6 議案第 9 6 号 平成 2 5 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1
号）（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 7 議案第 9 7 号 平成 2 5 年度市立大曲病院事業会計補正予算（第 1 号）
（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 8 議案第 9 8 号 平成 2 5 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 1 号）
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 1 9 請願第 1 7 号 大仙市四ツ屋上前村地区消火栓設備新設について
（総務民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 0 陳情第 6 0 号 ドクターヘリの安全運航と県民の安心・安全を守るため米軍機
（F-16 と MV 2 2 オスプレイ）の低空飛行中止を求めるこ
とについて（総務民生委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 1 請願第 1 9 号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2
分の 1 復元をはかるための、2 0 1 4 年度政府予算に係る意見
書採択について（教育福祉委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 2 陳情第 5 9 号 鍛冶町地内の消雪施設の改修について
（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 2 3 意見書案第 3 8 号 ドクターヘリの安全運航と県民の安全・安心を守るため米
軍機（F-16 と MV 2 2 オスプレイ）の低空飛行中止を
求める意見書（質疑・討論・表決）

- 第24 意見書案第39号 日本政府に核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書
(質疑・討論・表決)
- 第25 意見書案第40号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書
(質疑・討論・表決)
- 第26 議案第99号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・討論・表決)
- 第27 議案第100号 教育委員会委員の任命について (説明・質疑・討論・表決)
- 第28 議案第101号 教育委員会委員の任命について (説明・質疑・討論・表決)
- 第29 各委員会からの閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出について
- 第30 議員の派遣について
-

出席議員 (27人)

1番 藤田君雄	2番 佐藤文子	3番 後藤健
4番 佐藤隆盛	5番 藤井春雄	6番 杉沢千恵子
7番 茂木隆	8番 小山緑郎	9番 小松栄治
10番 富岡喜芳	11番 佐藤清吉	12番 石塚柏
13番 金谷道男	15番 渡邊秀俊	16番 高橋敏英
17番 児玉裕一	18番 佐藤芳雄	19番 大山利吉
20番	21番 高橋幸晴	22番 本間輝男
23番 橋本五郎	24番	25番 橋村誠
26番 佐藤孝次	27番 武田隆	28番 千葉健
29番 竹原弘治	30番 鎌田正	

欠席議員 (1人)

14番 大野忠夫

遅刻議員 (0人)

早退議員 (0人)

説明のため出席した者

市 長	栗 林 次 美	副 市 長	久 米 正 雄
副 市 長	老 松 博 行	教 育 長	三 浦 憲 一
代表監査委員	福 原 堅 悦	総 務 部 長	元 吉 峯 夫
企 画 部 長	小 松 英 昭	市 民 部 長	山 谷 勝 志
健康福祉部長	今 田 秀 俊	農 林 商 工 部 長	佐々木 誠 治
建 設 部 長	田 口 隆 志	上 下 水 道 部 長	小 松 春 一
病 院 事 務 長	伊 藤 和 保	教 育 指 導 部 長	小 笠 原 晃
生涯学習部長	佐 藤 裕 康	総 務 課 長	伊 藤 義 之

議会事務局職員出席者

局 長	木 村 喜代美	参 事	伊 藤 雅 裕
主 幹	堀 江 孝 明	副 主 幹	田 口 美和子
主 査	佐 藤 和 人		

午前10時00分 開 議

○議長（鎌田 正） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

遅刻の連絡があったのは14番大野忠夫君であります。

○議長（鎌田 正） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

○議長（鎌田 正） 日程第1、諸般の報告をいたします。

例月現金出納検査結果が市監査委員から提出されましたので、別添お手元に配付のとおり報告いたします。

○議長（鎌田 正） 次に、日程第2、議案第82号から日程第6、議案第86号までの5件を一括して議題といたします。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員長15番渡邊秀俊君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、15番。

【15番 渡邊秀俊議員 登壇】

○総務民生常任委員長（渡邊秀俊） おはようございます。

本会議第3日、当委員会に審査付託となりました事件について、去る6月13日、委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求め、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について、順次ご報告いたします。

はじめに、議案第82号「大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第83号「大仙市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第84号「大仙市監査委員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の3件についてでございますが、当局の内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本3件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第85号「大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、当局の説明に対し、質疑において「今回の国の要請を受けて、給与削減を実施しない自治体もあると聞いているが、秋田県の対応はどうか。また県内で給与削減をしない自治体はあるのか。また、この給与削減を実施しない場合において、地方交付税や補助金を減額するなどの国からのペナルティはあるものか。」との発言があり、当局からは「秋田県の対応に関しては正式な見解が示されていないが、報道によると県民の生活に影響が出ないように慎重に対応したいと知事はコメントを出されている。県内の市町村においては、国の要請がラスパイレス指数の比較となっており、この指数が100を下回っている市町村については削減は行わないとの情報をいただいている。しかし、秋田市は給与削減を実施しないと伺っている。給与削減を実施しなかった場合のペナルティについては、国では行わないと言っているので、無いと思われる。」との答弁がありました。

また、別の委員からは「管理職手当が従来からの20%減額に加え、さらに10%減額することについて、管理職からの異議はないものか。」との質問には「管理職手当の20%削減は、当初は景気の動向で踏まえた削減であったが、平成22年の秋田県人事委員会勧告において、55歳を超える管理職員については給料月額100分の1を削減いただきたいとの勧告があった。ほかの自治体においては23年度から実施している

が、その削減額が管理職手当の20%と比較して、ほぼ同額のレベルになることから、大仙市においては管理職手当の20%削減で対応してきた。それに今回の削減要請のあった10%を加えて30%削減とするものである。」との答弁がありました。

さらに委員からは「定年延長の時代に入った中で、60歳以上の再雇用についても検討する時期に入っているので、管理職手当に関しても十分に検討を重ね、定年延長についての対応を進めていただきたい。」との要望がありました。

討論において「公務員給与削減による経済のマイナス効果は、それだけでも1兆2,000億円とも言われ、地域経済への打撃と同時に民間の賃金引き下げに連動するものであり、さらに2年間としている国家公務員給与の削減期間の延長の主張も一部で出されており、地方公務員給与削減という措置が今回だけの問題にとどまらない危険が言われている。震災からの復興を口実にしているが、その実態は地方交付税削減のために地方自治体に社会保障関係費削減とともに公務員給与削減を強要する地方財政計画に基づく措置であり、これを受け入れた本条例案は認めることができないもので、反対する。」との発言と、「今回の措置に関しては、東日本復興財源という大義名分である。当市は全国に先駆けてがれきの受け入れをしており、全国民が協調関係を取っていくということが必要である。また、秋田県の地方経済がかなり低迷しているということや、大仙市の職員だけが給料をそのままいただくということは、市民の理解が得られない。我々議員にとっても給料の削減を踏み込んでやっていくという意思の中で、職員同士においても協調関係を持つべきで、やむを得ない措置ではあるが、将来の職員定数及び人件費のあり方がどうあるべきなのかということも十分に検討されることを願い、賛成する。」との発言がありました。

採決の結果、出席委員の多数をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第86号「大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。当局の説明に対し、質疑において「豪雪時の屋根の雪下ろし中に世帯主以外の方が転落して亡くなった場合に災害弔慰金の対象となるものなのか。」との発言には「平成17年度の雪害で4名、23年度は1名、24年度は2名が災害救助法の適用になり、災害弔慰金が支給されている。」との答弁でした。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（鎌田 正） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 質疑なしと認めます。

【15番 渡邊秀俊議員 降壇】

○議長（鎌田 正） これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。2番佐藤文子さん。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、2番。

【2番 佐藤文子議員 登壇】

○2番（佐藤文子） 私は、議案第85号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案に反対討論を行います。

本案は、一般職の職員の給与を今年7月から来年3月までの9カ月間、月額1.5%を減ずる引き下げ案であります。

地方公務員給与削減は、民主党野田政権時代に国家公務員給与の7.8%削減実施と合わせて検討されていた問題で、自民党も昨年の総選挙公約で公務員人件費を国と地方合わせて2兆円削減を掲げ、2013年度から地方が削減を実施することを前提とした地方財政計画を閣議決定したのであります。

この地方財政計画に基づいて、地方の一般財源総額を前年並みに抑えたとしながらも、7.8%の地方公務員給与の削減とともに生活保護費などの社会保障関係費の大幅な削減を焦点とする地方交付税法等の一部を改正したのであります。

これに対し、地方六団体が自治体が自主的に決める公務員給与への国の介入は、自治の根本に抵触する、地方交付税は地方固有の財源であり、国が政策誘導に許されない、することは許されないとの趣旨で抗議をしているのであり、当然であります。

大体、政府自身がデフレから脱却を旗印に掲げ、財界に労働者の報酬引き上げを要請しているときに、一方で巨額の人件費削減を地方に要請するというより、強要するというのは、矛盾の極みであります。

公務員給与削減による経済へのマイナス効果は、それだけでも1兆2,000億円とも言われ、地域経済への打撃と同時に民間の賃金引き下げに連動いたします。

県内では、国の要請に応じることなく給与引き下げを行わない市や町があることが委員会審査でも明らかになりました。

市長は、今回の措置が単年度の措置であることを確認したと述べておりますが、早くも一部に国家公務員給与の削減期間の延長を唱える動きがあり、地方公務員の給与削減という措置が今回だけの問題にとどまらないという危険があるわけであります。

市においては、自治権を堅持し、地域経済全体に及ぼす影響を熟慮の上、対応していただきたいものだと思います。

以上述べてまいりましたが、震災からの復興を口実として、国が地方交付税削減ということを前提として公務員給与削減の強要を行ってきた、これを受け入れてきた本条例案には賛成することができないのであります。

以上で終わります。

【 2 番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（鎌田 正） 次に、10番富岡喜芳君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、10番。

【 10 番 富岡喜芳議員 登壇】

○10番（富岡喜芳） 私は、議案第85号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

本条例案は、国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の給与削減措置を踏まえ、地方公務員の給与削減要請を受けたものであります。

東日本大震災に関しては、当市は全国に先駆けて震災がれきの受け入れを行っておりますし、復興財源という名の下に全国民が協調関係を取っていくということは、賛成であります。まして、大仙市の取り組みについては、全国的な大きな反響を呼んだことも事実であります。

当秋田県の地方経済がかなり低迷していることは事実であります。市職員だけが給料をそのままいただくというのは、市民の理解が得られません。

また、我々議員にとっても給与の削減を踏み込んでやっていくという意味の中、職員同士においても協調関係を持つべきであるとともに、やむを得ない措置であると思いません。

その財源に関しては、来年3月までの措置であり、東日本大震災の復興財源のために、本条例案に賛成し、賛成討論といたします。

【10番 富岡喜芳議員 降壇】

○議長（鎌田 正） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第85号を採決致します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者25人 起立）

○議長（鎌田 正） 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第82号から議案第84号まで及び議案第86号の4件を一括して採決いたします。本4件に対する委員長報告は原案可決であります。本4件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） ご異議なしと認めます。よって本4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鎌田 正） 日程第7、議案第87号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育福祉常任委員長19番大山利吉君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、19番。

【19番 大山利吉議員 登壇】

○教育福祉常任委員長（大山利吉） 本会議第3日に当委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る6月13日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第87号「大仙市福祉関係計画審議委員会条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、当局からの内容説明に対し、委員から「新たに委員が10人多くなったが、どういう方々にお願いするのか。」との質疑があり、それに対して当局からは「子ども条例を策定するにあたり、家庭、地域、学校、企業、行政と様々な角度・観点から多くの声を集めるということで、人権擁護委員、PTA、子ども会、企業団体、

子育て支援団体、男女共同参画のそれぞれの関係者及び公募の委員という構成を考えている。」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鎌田 正） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 質疑なしと認めます。

【19番 大山利吉議員 降壇】

○議長（鎌田 正） これより討論に入ります。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鎌田 正） 日程第8、議案第88号から日程第18、議案第98号までの11件を一括して議題といたします。

本11件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務民生常任委員長15番 渡邊秀俊君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、15番。

【15番 渡邊秀俊議員 登壇】

○総務民生常任委員長（渡邊秀俊） ご報告いたします。

議案第88号「平成25年度大仙市一般会計補正予算（第2号）」のうち、当委員会に付託された所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、質疑において「雪下ろしでの転落事故が発生しているが、災害救助法の適用になるか、ならないかで支給の対象にならないケースもあったと思われるが、市民の立場からは不公平感

もある。災害救助法の適用の有無にかかわらず、大仙市として独自の弔意を示す方策を考えられないのか。」との発言には「災害救助法の適用と適用外については、事故に遭われた後に秋田県に申請し、さらに県が国に申請して決定することになっている。事故に遭われた場合、災害として認定になるか、ならないのかを市で判断するのは非常に難しい問題であり、また、市独自制度は政策的な事項なので、意見や要望があったことを市長に申し伝えたい。」との答弁がありました。

また、別の委員からは、「歳入10款特別交付税の3,271万5千円の財源は何であるのか。歳入19款繰越金の430万1千円は最終的な繰越金であり、留保財源はないのか。また、20款諸収入の雑入、東京電力株式会社原発事故損害賠償金の664万9千円の内容はどういったものなのか。」との発言には「特別交付税の予算計上額は、農業関係の災害復旧事業費、災害弔慰金、風しん予防接種助成金の財源として計上している。繰越金については、現在の予算上の累計額は3億6,077万7千円となっており、24年度から25年度に繰り越しする実質収支額は6億4,000万円余りとなっている。予算計上累計額との差が留保財源になっている。また、東京電力原発事故の損害賠償金については、平成23年度に携帯型の放射線測定器を3台購入しており、購入する時点において、原因者負担を求めていくという方向で県と協議を進めてきた。今年4月に協議がまとまり、650万4千円は放射能測定器の購入費、残りの約14万5千円は下水道関係の乾燥汚泥の放射能の分析委託料分であり、これらは特定財源ではあるが歳出は23年度に支出済みであり、歳入の受け入れのみとなっている。」との答弁がありました。

さらに委員からは「特別交付税の中に風しん予防接種の助成金の財源もあるということだが、国から強力的に実施すべきとして要請があったのかどうか。」との発言には「風しんの法定接種分は既に交付税で措置になっており、任意接種で交付税に措置されていない分の半分相当額を特別交付税で予算計上している。」との答弁でありました。

討論において、「地域の元気臨時交付金等を活用した事業も盛り込まれているが、議案第85号の大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての関連予算が盛り込まれており、人件費削減に反対という立場で反対する。」との発言がありました。

採決の結果、出席委員の多数をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 89 号「平成 25 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」につきましては、当局の内容説明に対し、質疑はなく、討論において「所得課税額の増加による国保税の補正が主なものになっているが、議案第 85 号の大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての関連予算が盛り込まれており、人件費削減に反対という立場で反対する。」との発言がありました。

採決の結果、出席委員の多数をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 90 号「平成 25 年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」につきましては、当局の内容説明に対しての質疑はなく、討論において「議案第 85 号の大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての関連予算が盛り込まれており、人件費削減に反対という立場で反対する。」との発言がありました。

採決の結果、出席委員の多数をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上であります。

○議長（鎌田 正） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 質疑なしと認めます。

【15 番 渡邊秀俊議員 降壇】

○議長（鎌田 正） 次に、企画産業常任委員長 7 番茂木隆君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、7 番。

【7 番 茂木隆議員 登壇】

○企画産業常任委員長（茂木 隆） ご報告いたします。

本会議第 3 日に当常任委員会に審査付託となった事件につきまして、去る 6 月 13 日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求め慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第 88 号のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、委員から「青果物価格安定基金協会から価格補填さ

れる対象作物は、JAに出荷した全ての作物か。」との質疑があり、それに対して当局からは「JA秋田おぼこでは、今年度分としてキャベツ、小菊、トルコギキョウ、輪菊、りんどうを届出し、この5品目を価格補填の対象作物としている。」との答弁がありました。

また、委員から「災害復旧関連事業について、施設復旧に対する助成も当然必要であるが、被災の繰り返しを防ぐことによる農家負担の軽減も視野に入れ、丈夫なパイプハウスの導入を指導するなど、被災しないような対策が必要ではないか。」との質疑があり、それに対し当局からは「農協、共済組合を通じ、被害が少なくなるような方法を指導してまいりたい。」との答弁がありました。

また、ほかの委員から「県で行っている園芸メガ団地構想とあわせ、ほ場整備の未整備地区について農地の集積と特定作物のブランド化を図るほか、地域農業を担う法人の育成につながることから、この手法を取り入れたほ場整備事業の研究を進めてほしい。」との意見がありました。

その他、2、3の質疑がありましたが、当局からの説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（鎌田 正） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 質疑なしと認めます。

【7番 茂木隆議員 降壇】

○議長（鎌田 正） 次に、教育福祉常任委員長19番大山利吉君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、19番。

【19番 大山利吉議員 登壇】

○教育福祉常任委員長（大山利吉） ご報告いたします。

議案第88号のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの説明に対し、委員から、風しん予防接種助成事業費について、「自身が免疫を持っているかどうかは医療機関に行って調べるのか。また、接種した後の免疫の効果は何年くらいあるのか。」との質疑があり、それに対して当局からは「免疫を持ってい

るかどうかについては、医療機関で検査をしていただきたい。また、免疫の効果については、統計上は15年から20年と言われている。」との答弁がありました。

文化財保護経費について、「長野ささらの伝統がこれまでずっと続いてきたのは、小学校で取り組んできたためであり、発表する機会を与えるためにも、子供たちを含めた形での派遣もこの後考えられないか。」との質疑に対し「子供たちにそういった体験をさせることは最も重要であり、今後検討してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、野球場管理費について、「神岡野球場のトイレの改修は長年の懸案事項であったが、清掃面、衛生面の管理が良くなければ、せっかく新しい物を作っても意味がない。いつでもきれいに使えるという状態にしていきたい。この野球場は指定管理になっているが、指定管理者がNPO法人に代わったということで、担当課が全てにおいてきっちり指導するという話であったが、この指定管理者が清掃面や衛生面の管理を十分にやっていく意識があるのか。」との質疑があり、当局からは「現在1カ月毎に指導しており、今後はさらに徹底した衛生管理の指導をしてまいりたい。」との答弁がありました。

さらに、委員から「指定管理の意味合いも考え、利益を出すことだけを考えるのではなく、清掃、草刈りなど、大変なところもきっちりやっていただきたい。この施設等については、前の指定管理者がかなりの利益を出しており、このことについては当委員会ばかりではなく問題視している。今後の指定管理について検討していただきたい。」との要望がありました。

その他、2、3の質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号「平成25年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第97号「平成25年度市立大曲病院事業会計補正予算（第1号）」につきましては、当局の説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鎌田 正） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 質疑なしと認めます。

【19番 大山利吉議員 降壇】

○議長（鎌田 正） 次に、建設水道常任委員長 29 番竹原弘治君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、29 番。

【29 番 竹原弘治議員 登壇】

○建設水道常任委員長（竹原弘治） ご報告いたします。

本会議第 3 日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る 6 月 13 日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに議案第 88 号のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、委員から「除雪機械の購入費で経過年数 20 年でどれくらいの修理費がかかっているのか。また、市管理の機械について、個々に修理費の累積の一覧表を作成しているのか。」との質疑があり、当局からは「20 年で 541 万 5 千円の修理費がかかっている。累積の修理費については、一覧表で管理している。」との答弁がありました。

また、委員から「6 月補正において新規事業が 3 件ほど上がっているが、当初予算で計上しなかったのはどうしてか。」との質疑があり、当局からは「これについては再開発関連で当初予算編成の際に詳細設計が固まっていなかったため、当初予算での計上ができなかったが、このたびまとまったことから 6 月補正となった。」との答弁がありました。

さらに、委員から「街路灯の新設について、商工が衰退してきている中、どこの地域でも維持管理ができなくなってきている。市への移管の要望があった場合、今後は計画的にやるのか。また、ESCO 事業で LED にできなかった地区があるようだが、どうか。」との質疑に対し、当局からは「ESCO 事業で街路灯を整備したが、漏れた地域があるとすれば神岡同様対応していく。また、地域からいろいろ話が出ているので、市で調査を進めていく。」との答弁がありました。

その他、2、3 の質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 91 号「平成 25 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）」、議案第 93 号「平成 25 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1

号)」から議案第96号「平成25年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」及び議案第98号「平成25年度大仙市上水道事業会計補正予算（第1号）」までの6件につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑・討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本6件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（鎌田 正） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 質疑なしと認めます。

【29番 竹原弘治議員 降壇】

○議長（鎌田 正） これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。2番佐藤文子さん。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、2番。

【2番 佐藤文子議員 登壇】

○2番（佐藤文子） 私は、議案第88号、平成25年度大仙市一般会計補正予算（第2号）に反対討論を行います。

本予算案では、私が反対を表明しました議案第85号、一般職の職員の給与一部改正に伴う職員の給与の減額補正が行われております。

中には元気臨時交付金の活用による水害対策費や放課後児童クラブの施設整備費及び市道改良費や風しん予防接種経費などは評価できる点でありますけれども、今回の国の要請に応じた公務員給与引き下げ実施には反対の立場から、本予算案には反対するものであります。

以上です。

【2番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（鎌田 正） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第88号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本

件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者 25人 起立)

○議長(鎌田 正) 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第89号を採決いたします。
この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者 25人 起立)

○議長(鎌田 正) 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第90号を採決いたします。
この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者 25人 起立)

○議長(鎌田 正) 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第91号を採決いたします。
この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者 25人 起立)

○議長(鎌田 正) 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第92号を採決いたします。
この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者 25人 起立)

○議長(鎌田 正) 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第93号を採決いたします。
この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者 25人 起立)

○議長(鎌田 正) 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第94号を採決いたします。
この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本

件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者 25人 起立)

○議長(鎌田 正) 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第95号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者 25人 起立)

○議長(鎌田 正) 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第96号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者 25人 起立)

○議長(鎌田 正) 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第97号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者 25人 起立)

○議長(鎌田 正) 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第98号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者 25人 起立)

○議長(鎌田 正) 起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(鎌田 正) 日程第19、請願第17号及び日程第20、陳情第60号の2件を一括して議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員長15番渡邊秀俊君。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鎌田 正) はい、15番。

【15番 渡邊秀俊議員 登壇】

○総務民生常任委員長（渡邊秀俊） ご報告いたします。

はじめに、請願第17号「大仙市四ツ屋字上前村地区消火栓設備新設について」であります。現場を確認の上に審査をいたしました。

本請願の願意は妥当であり採択すべきとの意見と、消火栓の新設については消防法の規定に基づき、消火栓、防火水槽、池、プール、井戸の位置等を基点として140mの円を描き、その範囲に入るかどうかなどで地元や消防本部と協議を積み重ねて総合的な判断をしており、請願されている地点はこの設置基準を満たしている。大仙市内では中山間地域などで設置基準を満たしておらず、早急に整備すべき地点が多数存在していることから、不採択にすべきであるとの意見が出され、採決の結果、採択することに賛成する委員の少数により、不採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第60号「ドクターヘリの安全運航と県民の安全・安心を守るため米軍機（F-16とMV22オスプレイ）の低空飛行中止を求めることについて」につきましては、願意が妥当であり採択すべきとの意見が出され、採決の結果、出席委員の一致をもって、採択すべきものと決した次第であります。

以上であります。

○議長（鎌田 正） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 質疑なしと認めます。

【15番 渡邊秀俊議員 降壇】

○議長（鎌田 正） これより討論に入ります。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） これより、ただいま議題となっております案件中、請願第17号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者3人 起立）

○議長（鎌田 正） 起立少数であります。よって本件は、不採択と決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第60号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

○議長（鎌田 正） 日程第21、請願第19号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育福祉常任委員長19番大山利吉君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、19番。

【19番 大山利吉議員 登壇】

○教育福祉常任委員長（大山利吉） ご報告いたします。

請願第19号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2014年度政府予算に係る意見書採択について」でございますが、願意を妥当と認め、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は採択と決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鎌田 正） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 質疑なしと認めます。

【19番 大山利吉議員 降壇】

○議長（鎌田 正） これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） これより、請願第19号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

○議長（鎌田 正） 日程第22、陳情第59号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長29番竹原弘治君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、29番。

【29番 竹原弘治議員 登壇】

○建設水道常任委員長（竹原弘治）　ご報告いたします。

陳情第59号「鍛冶町地内の消雪施設の改修について」につきましては、当局から道路幅が3.2mで消雪施設が重要な役割を果たしていること、井戸築造後20年が経過していることなどの参考意見があり、委員から「市民の要望に応じていくべき。」という意見が出され、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（鎌田　正）　ただいまの報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田　正）　質疑なしと認めます。

【29番　竹原弘治議員　降壇】

○議長（鎌田　正）　これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田　正）　これより陳情第59号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田　正）　ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田　正）　はい、11番。

○11番（佐藤清吉）　請願のですね18号、請願の18号、これ継続審査になっているはずなんですけれども、これ本会議で継続審査と決さなければ、委員会に付託することはできないんじゃないですか。ここの本会議で決めなければ、ややもすれば廃案になる可能性もあるんじゃないですか。

○議長（鎌田　正）　ちょっと休憩します。

午前10時55分　休　憩

.....
午前10時58分　再　開

○議長（鎌田　正）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（鎌田 正） 次に、日程第23、意見書案第38号から日程第25、意見書案第40号までの3件を一括して議題といたします。

意見書案第38号は総務民生常任委員長から、意見書案第39号は企画産業常任委員長から、意見書案第40号は教育福祉常任委員長から、それぞれ提出されております。

お諮りいたします。意見書案第38号から意見書案第40号までの3件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） ご異議なしと認めます。よって本3件については、提案理由の説明は省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております3件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会には付託いたしません。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 討論なしと認めます。

これより意見書案第38号から意見書案第40号までの3件を一括して採決いたします。本3件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました意見書案第38号から意見書案第40号までの3件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○議長（鎌田 正） 日程第26、議案第99号を議題といたします。

本件は、議会運営委員長小松栄治君から提出されております。

お諮りいたします。議案第99号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） ご異議なしと認めます。よって本件については、提案理由の説明は省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 質疑なしと認めます。

本件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会には付託いたしません。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 討論なしと認めます。

これより、議案第99号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（鎌田 正） 日程第27、議案第100号及び日程第28、議案第101号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 議案第100号及び議案第101号の教育委員会委員の任命について、ご説明を申し上げます。

本2案は、当市教育委員会委員のうち、後藤^{まさてる}眞映氏と佐々木フミ子氏の任期が、来る6月30日をもって満了することから、後任として新たに伊藤^{りょう}良氏と竹原まゆみ氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、

議会の同意を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） ご異議なしと認めます。よって本2件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第100号に対する討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 討論なしと認めます。

これより、議案第100号を採決いたします。本件は同意と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

次に、議案第101号に対する討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 討論なしと認めます。

これより、議案第101号を採決いたします。本件は同意と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

○議長（鎌田 正） 日程第29、各委員会からの閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から、審査及び調査中の事件につき、会議規則第103条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鎌田 正) ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり決しました。

○議長(鎌田 正) 日程第30、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第158条の規定により、お手元に配付のとおり、大仙市議会「市政懇談会」、平成25年度大仙市・仙北市・美郷町議会議員交流会及び県南地域市議会議員研修会へ議員派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鎌田 正) ご異議なしと認めます。よって、大仙市議会「市政懇談会」、平成25年度大仙市・仙北市・美郷町議会議員交流会及び県南地域市議会議員研修会へ議員派遣することに決しました。

○議長(鎌田 正) 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成25年第2回大仙市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦勞様でございます。

午前11時06分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員